

No.	ページ	対応方針	A 記載の修正を求める意見	B 市の対応方針
●全章を通して				
1	無	修正	素案の全編を通し、記述の統一性等を図ってほしい。	委員指摘のとおり、記述の統一性や文言等の再考、更に、国の動向を再確認のうえ、修正しました。
●目次について				
2	無	修正	本一覧No.9, 10を参照のこと。	基本目標1及び2の修正結果に基づく修正をしました。
●1章について				
3	5ページ	修正	他の部門別計画との関連性の観点から表内の計画期間の記載等を行っていただきたい。	本計画の計画期間と重なる計画の計画期間について表記しました。
●2章について				
グラフ・表全般について				
4	8ページから24ページ	修正	グラフ・表全体について 区分や数値について、グラフが非常にわかりづらい、特に8. ひとり親世帯の状況のグラフ等の部分がわかりづらい。	委員指摘のとおり、グラフの形態や凡例、数字の白抜きなどについて、見やすさの点で工夫を施すとともに、各データのコメントについても整理を行いました。
5			10 相談に関する状況(5) 青少年の相談件数と内容の表について 0が多く、見にくい。	0の表示を削除しました。
9. 心身障害児の現況				
6	21ページ	修正なし	(1)知的障害児の入所状況 (2)身体障害児の入所状況について 幼稚園での障害のある子どもの受け入れが少なくなっているが、これは診断が下っている子どもだけのデータだろう。今回、判定を受けていない子どもの早期発見とネットワーク、個別指導が必要な子どもの受け入れ体制の充実が重要となる。幼稚園から充実の要望もあった。ボーダーラインにいる発達障害の子どもへの受け入れについて、何らか入れてほしい。	本データについては、療育手帳を持っている子どものみ集約されていることからこの内容が限界となり原案のとおりとします。
7			5歳児健診について 5歳児健診に関する記載もお願いしたい。	八千代市では、5歳児の就学時健診を実施しており、その実施時期との関連や対象となる児童数等を含め、5歳児健診について、他市の先行事例を研究・検討を行っていくこととなることから原案のとおりとします。
●3章について				
基本目標について				
8	28ページ	修正なし	基本目標(1から7)について 基本目標の表記が、それぞれ「〇〇することができる」となっているが、主語が記載されていない。主語が全て「子どもや保護者」だとすれば、基本目標6と7については、文言が合わない。	本支援事業計画は、それぞれの基本目標に沿ったまちづくりを市が目指す内容となっておりますことから原案のとおりとします。
9	28ページ	修正	基本目標1について 「全ての子どもの最善の利益が守られ、一人ひとりの意志が尊重される」とあるが、尊重されるのは意志ではなく、存在そのものを尊重するべきではないか。なぜ、本計画では「意志」のみが尊重されることになっているのか。	基本目標は、八千代市次世代育成支援後期行動計画における基本的視点2の子どもの意見表明・参加の保障の視点を基本目標1に包含したため、意見表明や参加の権利を保障することを強調する形となっていました。しかし、委員意見のとおり、他の権利との整合性を図り、「意志」を削除しました。
10	28ページ	修正	基本目標2について 「充実した教育・保育を選択することができる」とあり、質と量の両方の充実を言いたいと思うのだが「充実した」という表現はいかがなものかと思う。	「教育・保育を選択することができる」といった点において、質の確保は、量の確保を包含すると考えられることから委員指摘のとおり、意味の明確化を図るため、「充実した」を「質の高い」と修正しました。

No.	ページ	対応方針	A 記載の修正を求める意見	B 市の対応方針
●4章について				
基本目標1 現状と課題				
11	32ページ	修正	基本目標1の現状と課題について現状と課題の記載内容について、再考いただきたい。	基本目標1の現状と課題について、次世代育成支援行動計画推進協議会の検証結果に基づき、子どもの命が守られることを第1の課題と考え、すべての施策の方向に関する現状と課題を記述すべきところでありましたが、施策の方向1-3の内容に偏っていたことから整理し、32ページ基本目標1の現状と課題、35ページ施策の方向1-3に分けて記載し、施策の方向1-3の冒頭に全国的な現状と本市の現状を加筆しました。
基本目標1 施策の方向1-1「子どもの最善の利益の尊重」について				
12	33ページ	修正なし	(1)①について 子どもの権利に関する条例の制定の検討について制定という形にできないか。制定の検討は何年もされていると思う。	子どもの権利に関する条例の制定の検討については、平成26年度の子ども人権ネットワークの検討結果の報告を受け、今後は具体的に検討を行っていくこととなることから、原案のとおりとします。
13	33ページ	修正	(2)③について スクールカウンセラーだけでなくスクールソーシャルワーカーを配置し、心の問題だけでなく家庭環境を整えるような介入を検討して欲しい。	県の配置により、平成26年度から千葉県内の各教育事務所に1名のスクールソーシャルワーカーを配置しており、管内の学校の要請を受けて活動を行っています。八千代市の場合は葛南教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーへ支援を要請し、必要に応じ相談等への対応を図ることができることから、スクールカウンセラー等と修正しました。
基本目標1 施策の方向1-2「子どもの意見表明と参加の促進」について				
14	34ページ	修正なし	(1)について 公園の整備、遊具の設置等の際は、小さい子どもや障害のある子どもなど意志を伝えにくい子どものために、遊びの専門家の声などを聞いて欲しい。外遊びや素材の利用の仕方などの工夫の方法を教えるような遊びの専門家の配置について記載をお願いしたい。	(1)③において、「子どもと地域住民の参画の推進」に記載しておりますことから原案のとおりとします。
基本目標1 施策の方向1-4「支援を要する子ども・子育て家庭への支援の充実」について				
15	39ページ	修正	(4)①②について 「不登校、ひきこもり児童等への対応の充実を図ります」とあるが、障害のあるお子さんに関する施策よりも内容が薄いような印象がある。担当課が定期的に巡回する、あるいは福祉の専門家等による事例検討を教員研修に取り入れる等研修内容を厚くして欲しい。	概要については、より具体的な記載に努め、(4)①の概要については、「相談や通所による支援のほか、相談機関等へ出向くことができない子どもを対象にした訪問相談、カウンセラーによるカウンセリング等を通して」を加筆しました。また、(4)②の概要については、「問題行動を引き起こす児童・生徒」との記載を具体的な記載として、「子どもや保護者等からの就学、教育、青少年の非行に関する相談に対応し、関係機関との連携を図りながら問題を抱える子どもと家庭を」と修正しました。
基本目標2 施策の方向2-1「教育・保育施設等の整備」について				
16	41ページ	修正	施策の方向2-1について 質の向上に関しても財源をしっかりと確保した上で、国に先駆けて「取り組む」と言う文言を入れていただきたい。質の確保について記載していく必要がある。	施策の方向2-1については、質の維持・向上を主旨としていることから、委員指摘のとおり、施策の方向性をより明確にさせるため、「保育の質の向上に努め」と加筆しました。
17	41ページ	修正	(3)①について ガイドラインの活用だけでなく、「保育の質の向上に努めます」等の記載を求めたい。	次世代育成支援後期行動計画との整合性から「利用しやすい保育園づくりを推進します」と記載しましたが、そもそも質の維持・向上を主旨としていることから、委員指摘のとおり、施策の方向性をより明確にさせるため、「利用しやすい保育園づくりを推進します」を「保育の質の向上に努めます」と修正し、概要に「保育の質の維持・向上に努めます」と加筆しました。
18	41ページ	修正	(4)①について (事業に記載される内容から)認定こども園の普及促進を図りますということならば、「待機児童の解消と併せ、地域の子育て支援を行います」との記載は不適切ではないか。	次世代育成支援後期行動計画との整合性から「待機児童の解消と併せ、地域子育て支援を行います」と記載しましたが、委員指摘のとおり、施策の方向性をより明確にさせるため、「待機児童の解消と併せ、地域の子育て支援を行います」を「認定こども園の普及を図ります」に修正しました。
基本目標2 施策の方向2-3「一人ひとりが大切にされる教育・保育の推進」について				
19	43ページ	修正なし	(1)について 「八千代市幼児教育振興アクションプログラム」を踏まえ、幼・保・小の連携について記載願いたい。	幼・保・小の連携については、2-3(1)①、2-3(1)②、6-1(3)④及び5章の4(4)に記載しておりますことから原案のとおりとします。
基本目標3 現状と課題について				
20	46ページ	修正	基本目標3の現状と課題について 「理想の数の子どもを持つとしない夫婦も多くみられます」との記載について再考いただきたい。	委員指摘のとおり、「理想の子どもを持つとしない夫婦も多くみられます」との記述については、誤記であり、「理想の数の子どもを持たない夫婦」に修正しました。

No.	ページ	対応方針	A 記載の修正を求める意見	B 市の対応方針
基本目標5 現状と課題について				
21	56ページ	修正	基本目標5の現状と課題について 両立支援というのは、母親だけの問題ではなく、両親の問題であることから「父親の子育て意識の醸成を図り」に父親・母親両方を記載していただきたい。	当初、委員指摘のとおり考えましたが、ニーズ調査13ページの間8の結果を強く意識しすぎた記載となっていました。委員指摘のとおり、男女で子育てする意識の醸成は最も基本的な考えであり、さらに、社会全体で子育てを支えていくことの意味を明確にするため、「父親の」との記載を削除し修正しました。
基本目標5 5-2「仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実」について				
22	58ページ	修正	施策の方向5-2について 「父親が育児休業を取得しやすい」となっているが、父母、あるいは保護者、両親共にというふうに変えていただきたい。	当初、委員指摘のとおり考えましたが、ニーズ調査13ページの間8の結果を強く意識しすぎた記載となっていました。委員指摘のとおり、男女の差異なく、育児休業が取得できる環境を確保するということは基本的な考え方であることから「父親が」との記載を削除しました。
基本目標6 施策の方向6-1「子育てネットワークづくりの推進」について				
23	60ページ	修正	地域の子育て支援について (ネットワークのあり方について)どこかに記載されていたように思うが、幼稚園、保育園、認定こども園についても、地域子育て支援センター的な役割が期待され、幼稚園が地域子育て支援センター的な役割を担っていることなどを記載していただきたい。	地域の子育て支援に関するネットワークについては、基本目標6、施策の方向6-1子育てネットワークづくりの推進において、「家庭や地域、企業、学校、幼稚園、保育園等が連携を強化するとともに」との記載をしていることから6-1(3)②の地域子育て支援センターにおける支援の充実に、「市内の幼稚園、保育園、認定こども園等との連携に努め」と加筆しました。
基本目標6 施策の方向6-2「子ども・子育て支援のための人材育成」について				
24	61ページ	修正	(1)①について おにいさん・おねえさん子ども電話相談とあるが、同事業の目的を再確認いただきたい。	おにいさん・おねえさん子ども電話相談の事業目的は本項目とは合致しないと判断し概要から削除しました。
基本目標7 施策の方向7-1「子どもにやさしい自然環境の整備」について				
25	63ページ	修正	施策の方向7-1について 環境汚染を未然防止することについて、全てを市民と協働することは難しいと考えることから「市民と協働して」との記載についてご検討いただきたい。	市民との協働については、不法投棄の通報やごみゼロ運動などの取り組みを想定しておりましたが、委員指摘のとおり、環境汚染の未然防止の全般を市民と協働することは困難であることから「市民との協働」を削除しました。
26	63ページ	修正	(1)について 環境汚染を未然防止することについて、全て、市民と協働することは難しいと考えることから「環境汚染を未然に防止できる施策を市民と協働して推進します」との記載についてご検討いただきたい。	市民との協働については、不法投棄の通報やごみゼロ運動などの取り組みを想定しておりましたが、委員指摘のとおり、環境汚染の未然防止の全般を市民と協働することは困難であることから「市民との協働」を削除しました。
●5章について				
3. 「各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」の(1)「地域子ども・子育て支援事業の対象事業」について				
27	73ページ 79ページ から80 ページ	修正	3の(1)コについて コについて、「養育支援訪問事業」と記載されているが「養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)」が正式な事業なのではないか。記載内容についてご検討いただきたい。	「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」については、4章の1-3(1)①への記載として整理しておりましたが、委員指摘のとおり「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」についても地域子ども・子育て支援事業に位置づけられていることから、第5章3(1)のコ及び(2)のコに加筆しました。
●6章について				
2. 計画の達成状況の点検及び評価				
28	84ページ	修正を求める意見なし		